

《杵藤地区消防本部からのお知らせ》

消防法令改正に伴い**小規模な飲食店** に**消火器**の設置が義務となりました！



平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、これまで消火器設置の義務がなかった飲食店にも、**令和元年10月1日**から消火器の設置が義務となりました。

【対象となる飲食店】

飲食店で、次のすべてに該当する場合は、消防法施行令第10条に基づき、消火器の設置が必要です。

1 飲食店の**延べ面積が150㎡未満**

※延べ面積150㎡以上の場合は、従前から設置が必要です。

2 飲食物を提供するため、**こんろ等の火を使用する設備又は器具**を設けている。

【以下の装置があれば消火器の設置は免除できます】

- 調理油過熱防止装置：鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止する装置
- 自動消火装置：火災を感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置
- その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全装置を有する装置：圧力感知安全装置等

【設置した消火器具は定期的に点検・報告が必要です】

設置した消火器具は、**6ヵ月ごとに点検し、1年に1回管轄の消防署・分署へ点検結果報告書を提出してください。**

・[消火器の点検報告支援パンフレット（外部サイトへリンク）](#)

・[消火器点検アプリ（外部サイトへリンク）](#)

お問い合わせ先



鹿島消防署 0954-63-1119

武雄消防署 0954-23-2151

嬉野消防署 0954-43-2119

白石消防署 0952-84-3283

杵藤地区広域市町村圏組合消防本部予防課

鹿島消防署太良分署 0954-67-1210

武雄消防署山内分署 0954-45-4325

白石消防署大町分署 0952-82-3950

0954-23-0129